**下限面積（別段の面積）の設定について**

　平成２１年１２月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

　また、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）の規定により。農業委員会は毎年下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

　このため、様似町農業委員会では、平成28年7月開催の第14回農業委員会総会において、次のとおり設定しました。

**（１）方針**

　　　現行の下限面積（別段の面積）２ヘクタールの変更は行わない。

**（２）理由**

　　　様似町では、経営規模面積２ヘクタール未満の農家が基準の４０パーセントを下回っており、農地法施行規則第17条第1項第3号で定める基準を満たしているため。

　　　あわせて、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、遊休農地は極小であり農地の保有及び利用状況などから、現段階では設定の必要がないため。

　　　ただし、様似町で振興している施設野菜（いちごハウス）については、農業委員会総会に諮った上で許可する場合があります。

|  |
| --- |
| **※下限面積とは** |

　経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続されないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするもの。

【**お問い合わせ先**】

　農業委員会　　・電話：０１４６－３６－２１１３

　　　　　　　　・FAX：０１４６－３６－２６６２